

令和元年6月20日

令和元年登米市議会定例会 6月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 13 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議案第 63 号	損害賠償の額を定め和解することについて	6

報告第 13 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 20 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和元年 6 月 12 日	令和元年 5 月 17 日、登米市迫町北方字新土府地内の市道において、相手方車両が通行した際、車道中央付近に生じていた舗装路面の穴（ポットホール）にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	6,090 円 その余の請求を 放棄

議案第63号

損害賠償の額を定め和解することについて

登米市中田町地内で発生した農業用水パイプライン破損事故に係る損害賠償に関し、次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月20日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 損害賠償の相手方 宮城県登米市内 法人

- 2 損害賠償の額 1,836,000円
 上記金額の内訳
 原状復旧に要する額 1,836,000円

- 3 和解条項
 - (1) 登米市は、相手方に対し陳謝し、原状復旧するものとする。

 - (2) 登米市及び相手方は、本件に関し、和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認する。